

世田谷区史編さんに係る争議解決のご報告と著作者人格権尊重についての要望

総務省自治行政局 局長 殿

2025年1月17日

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）

執行委員長 樋口 聡

ユニオン出版ネットワークは、出版・Web 関連のフリーランスのユニオンです。ライター、編集者、デザイナー、イラストレーター、漫画家、校正者などが加入しています。

さて、東京都世田谷区の自治体史編さんにおいて、2023年2月、区は編さん委員（執筆者）に「著作権譲渡及び著作者人格権不行使への承諾」を迫り、それを拒否して話し合いを求めた谷口雄太さん（青山学院大学准教授）が編さん委員の委嘱を切られるという事件が起きました。同年4月に谷口さんと出版ネッツは東京都労働委員会に救済を申し立てて争ってきましたが、このたび和解解決しましたので、お知らせします。

編さん委員委嘱打ち切りの経緯や合意内容の骨子は、添付の「声明」をご覧ください。

今回の合意では「著作者人格権の尊重」が明記された点に大きな意義があります。具体的には、世田谷区は区史編さん事業等における著作者人格権尊重を確約し、公式サイト「区史編さん」のページに、著作権に係る契約の参考モデルとして「区史編さん委員の著作者人格権と学術目的の利用に関する確認書」を掲載しました（*1）。

自治体史編さんに係る契約についての公的なデータはありませんが、世田谷区が聞き取り調査を行った11の自治体のうち、有償または無償での著作権譲渡は10件、著作者から無償で利用は1件。執筆者と契約を結ぶやり方は少なく、多くは覚書、口頭での約束となっているそうです（2024年11月28日世田谷区議会での答弁より）。

著作者人格権不行使を盛り込んだ契約書はなかったようですが、著作権譲渡を一方的に要請する、契約書等を結ばないことも問題です。ご承知のように、発注者が成果物に係る権利（著作権等の権利）の取り扱いを一方的に決定し、受注者に不利益を与えることとなる場合は、優越的地位の濫用として問題となることが、独占禁止法やフリーランス法に定められています。独占禁止法やフリーランス法は民間企業に適用される法律ですが、行政機関には率先して遵守する責務があると思料します。

著作者人格権は、著作者、とりわけ歴史研究者にとって尊厳や研究者生命にかかわる権利です。この解決を機に私たちは、全国の自治体に対し、自治体史誌等の編さんに際して著作者人格権と学問の自由を尊重することを求めます。貴局におかれましては、自治体史編さんに際しては「区史編さん委員の著作者人格権と学術目的の利用に関する確認書」を参考に、著作者人格権を尊重した契約を結ぶように、全国の自治体に対して周知していただけますよう要請します。

また、行政機関がイラストやデザイン、マンガ、動画作成などの仕事を発注することも多くなっており、著作権についての無理解からトラブルになるケースもあります（*2）。著作権に関する研修を行うことも、併せて要請します。

（*1） <https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/5132.html#p1>

（*2） <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240803/k10014532511000.html>

【連絡先】ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）

〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F